



テーマ：5月消費動向調査

～消費マインドは高水準を維持～

発表日：2005年6月9日（木）

(No. J-38)

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 副主任エコノミスト 長谷山 則昭

TEL：03-5221-4525

(要旨)

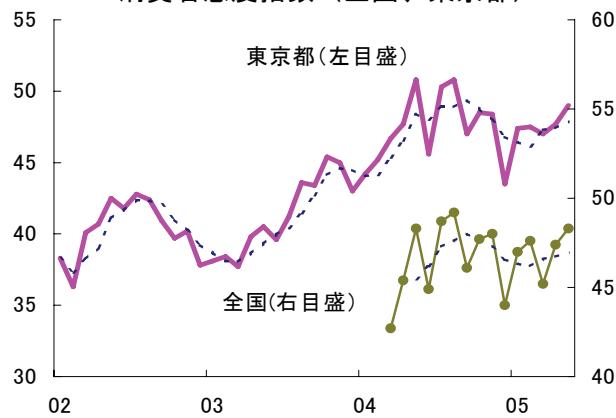
- 消費マインドを表す消費者態度指数（全国、一般世帯）は、48.3と前月差0.9ポイントの改善となつた。このため内閣府では消費者心理の基調判断を「改善の兆しがみられる」と、前月の「ほぼ横ばいとなつていて」から上方修正している。
- 原数値での公表となっているため、季節要因を除くために前年差（消費者態度指数、東京都）でみると▲1.8ポイントとなり、03年8月以来、22ヶ月ぶりに低下となつた。もっとも、大きく減少したのが「耐久消費財の買い時判断」であり、全体の1.8ポイントの低下のうち半分程度がこの要因である。昨年5月はアテネ五輪前であり、デジタル家電を中心に旺盛な需要があつたことを考えれば、消費マインドの低下は割り引いて考える必要があろう。
- 景気が踊り場局面からなかなか脱することができない中で、消費マインドの改善も一旦足踏みしたが、先行きについては悪化していくとは考えにくい。景気の再拡大が明確になる年度後半まで大きく改善する状況でもないが、雇用・所得環境の改善を背景に底堅い推移をすると考えられよう。

●消費者態度指数（東京都）は前年対比で22ヶ月ぶりに低下するも、高水準を維持

5月消費動向調査では、消費マインドを表す消費者態度指数（全国、一般世帯）が、48.3と前月差0.9ポイントの改善となつた。また、東京都の一般世帯に関しても、49.0と前月差1.3ポイントと同様に改善傾向を示した。このため内閣府では消費者心理の基調判断を「改善の兆しがみられる」と、前月の「ほぼ横ばいとなつていて」から上方修正している。

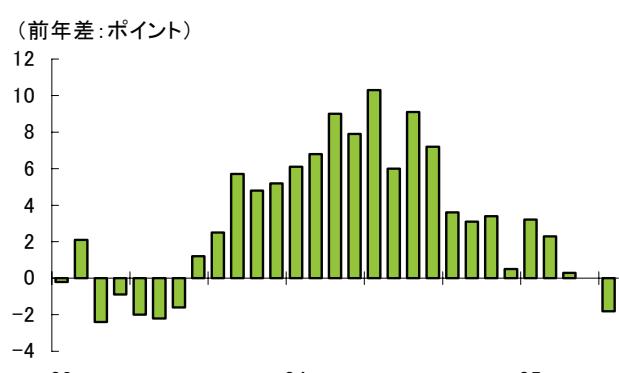
ただし、月次の消費者態度指数は、統計を取り始めたのが比較的最近のことであるため、季節調整がかけられず、原数値での公表となっている。したがって、季節要因を除いて考えるためには前年差でみる方が望ましい。すると、消費者態度指数（東京都）の前年差は▲1.8ポイントとなり、03年8月以来、22ヶ月ぶりに低下となつた。

消費者態度指数（全国、東京都）



(出所) 内閣府「消費動向調査」

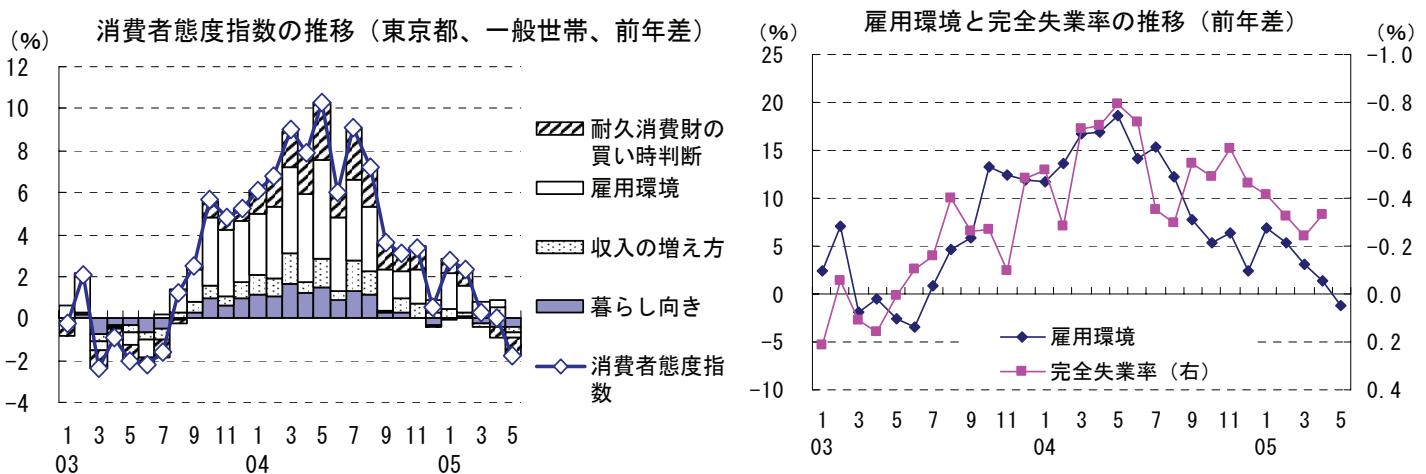
消費者態度指数（東京都）の前年差



(出所) 内閣府「消費動向調査」

●雇用や所得面に対するマインドが萎縮していく可能性は低い

前年対比でみた5月消費者態度指数（東京都）の悪化要因をみてみると、「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」の4つの項目全てが前年対比で悪化した。特に大きく低下したのが「耐久消費財の買い時判断」であり、全体での1.8ポイントの低下のうち半分程度がこの要因である。昨年5月はアテネ五輪前であり、デジタル家電を中心に旺盛な需要があったことを考えれば、消費マインドの低下は割り引いて考える必要があろう。また、他の項目についても、先行きも悪化していくとは考えにくい。4月毎月勤労統計調査では、所定内給与が4年5ヶ月ぶりに増加したことに加えて、新卒採用の積極化もあって正社員の雇用についても増加傾向となるなど、雇用・所得環境の改善がみられる。夏のボーナスも前年を上回る見込みであることなどを勘案すれば、雇用や所得面に対するマインドが萎縮していく可能性は低いと考えられる。全国の一般世帯では、前年差横ばいとなっており、消費マインドは高水準で推移していると判断できよう。



●消費マインドは、しばらく大きく改善する状況でもないが、底堅く推移

景気が踊り場局面からなかなか脱することができない中で、消費マインドの改善も一旦足踏みしたが、先行きについては悪化していくとは考えにくい。景気の再拡大が明確になる年度後半まで大きく改善する状況でもないが、雇用・所得環境の改善を背景に底堅い推移をすると考えられる。また、これまでの改善から足下の消費マインドの水準は高くなっていることから、所得の回復とマインドの安定により、個人消費は復調を続けると考えられる。

直近4－6月期の個人消費も堅調な推移が見込まれるが、消費動向を景気ウォッチャー調査から考えてみると、5月は小売関連で夏物商品に動きがあり、連休期間中も消費は好調だったことがうかがえる。4月の各消費統計が堅調であったことに加えて、5月の個人消費も好調であることが示唆されている。また、家計関連の先行き判断DIは、愛知万博などの旅行需要への期待感などから上昇している。6月も個人消費が大きく落ち込まないと考えれば、4－6月期のGDPの個人消費は1－3月期の高い伸びからは鈍化するものの、底堅く推移する公算が大きい。

